

青森県統合総務事務システム設計・構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、青森県統合総務事務システム設計・構築業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

青森県統合総務事務システム設計・構築業務

(2) 業務内容

「青森県統合総務事務システム設計・構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、以下に留意すること。

ア 統合総務事務システム（以下「次期システム」という。）の稼働基盤及び提供形態については指定しないが、本県では、青森県仮想化基盤のリソースを払い出すことが可能である。

ただし、提供可能なリソースに限りがあるため、リソースが不足する場合等においては物理サーバの構築を行う前提とすること（本県から払い出し可能なリソースについては「様式9 構築リソース一覧」とおり。）。

イ 上記アの物理サーバ及びその他の次期システムに必要となる機器、ソフトウェア等（以下「次期システム機器等」という。）については、本業務とは別に調達する。

ウ 次期システム導入後の運用・保守等については、受託者が実施することとするが、本業務とは別に契約する。

エ 仕様書は最優秀提案者の企画提案書等を反映した内容に変更する場合がある。

(3) 委託期間

ア 令和8年度

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、契約は単年度契約を前提とする。

イ 令和9年度及び令和10年度

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、契約は複数年度契約を前提とする。

3 提案の上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 仮想化基盤を利用する場合

総額（提案の上限金額）	2,800,230千円
令和8年度（提案の上限金額）	831,027千円
令和9年度（提案の想定金額）	1,332,991千円
令和10年度（提案の想定金額）	636,212千円

ア 企画提案書等の作成に当たり、総額費用及び令和8年度の費用については、上記の金額以下の金額で提案すること。

イ 令和9年度及び令和10年度の費用については、各年度の出来高に応じた金額で提案することを妨げない。

ウ 上記の上限金額及び想定金額には、仮想化基盤の払い出し（本県負担）、次期システム機器等（別途調達）及び運用・保守等（別途契約）に係る費用については含まないものとする。

(2) 仮想化基盤を利用しない場合

総額（提案の上限金額）	2,834,825千円
令和8年度（提案の上限金額）	865,622千円
令和9年度（提案の想定金額）	1,332,991千円
令和10年度（提案の想定金額）	636,212千円

ア 上記の上限金額及び想定金額には、次期システム機器等（別途調達）及び運用・保守等（別途契約）に係る費用については含まないものとする。

イ その他の条件については上記（1）ア及びイのとおり。

4 次期システム機器等及び運用・保守等

別途調達となる次期システム機器等及び運用・保守等については、以下を提案の前提とすること。

(1) 次期システム機器等（各製品保守を含む。）

ア 上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

(ア) 仮想化基盤を利用する場合

総額 433,549千円

a 上記の金額は、次期システム機器等について、下記イの期間によるメンテナンスリース契約を前提としたものであり、次期システム機器等の価格に参考リース料率1.95%を適用した金額である。

b 上記の金額には仮想化基盤の賃貸借及び保守に係る費用については含まないものとする。

c 構築期間中にシステムが稼働する場合は、同期間中の次期システ

ム機器等の保守費用についても含めること。

(イ) 仮想化基盤を利用しない場合

総額 733,369千円

a クラウドを利用した提案を行う場合には、利用料等の必要経費を見積もること。

b その他の条件については上記(ア)a及びcのとおり。

イ 賃貸借等期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

なお、契約は複数年度契約を前提とする。

(2) 運用・保守等

ア 上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度（初年度） 275,442千円

令和12年度（2年目） 146,742千円

なお、3年目以降の金額については、令和12年度（2年目）の金額と同額での契約を前提とすること。

イ 委託期間

令和11年4月1日から令和12年3月31日まで（以降、毎年度契約を想定）

なお、契約は単年度契約を前提とする。

5 参加資格

(1) 単独で参加する者は、次のアからエまでの全てを満たす者とする。また、共同体で参加する者は、共同体の全ての構成員が次のアからウまでの全てを満たす者とし、共同体の代表構成員が次のアからエまでの全てを満たす者とする。なお、共同体の各構成員は、他の共同体の構成員又は単独で参加する者でない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

イ 参加表明の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、青森県からの指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 令和7年2月10日青森県告示第60号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてAの等級に格付けされた者で、システム開発、システム維持管理及び業務委託の営業種目を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ 暴力団員と交際していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。

キ その者又はその支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの業務に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

6 仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和8年4月7日(火)から令和8年4月30日(木)まで(土、日、祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

セキュアファイル交換サービス(庁内外に対して大容量のファイルを送受信できるサービス)により電子データで配付するので、下記7記載のメールアドレスあてに配付を希望する旨連絡すること。

(3) 交付資料

- ア 青森県統合総務事務システム設計・構築業務委託仕様書
- イ 青森県統合総務事務システム要件定義書（別紙を含む。）
- ウ 青森県新給与システム等基本構想
- エ 青森県統合総務事務システム設計・構築業務公募型プロポーザル審査基準
- オ 提出様式
 - 様式1 プロポーザル参加表明書
 - 様式2 提案事業者概要及び業務実施体制
 - 様式3 申告書
 - 様式4 パッケージシステム構築実績書
 - 様式5 機能要件チェックリスト
 - 様式6 質問書
 - 様式7 辞退届
 - 様式8 費用積算書
 - 様式9 構築リソース一覧

7 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県総務部人事課

電話番号 017-734-9110

担当 給与支給グループ（西棟7階総務事務センター）

E-mail somujimu_center@pref.aomori.lg.jp

8 プロポーザル参加表明書等の提出

(1) 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を表明する者は、次の書類を1部提出すること。

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 提案事業者概要及び業務実施体制（様式2）
- ウ 申告書（様式3）

(2) 提出方法

- ア 提出期限 令和8年4月30日（木）午後5時
- イ 提出場所 上記7と同じ
- ウ 提出方法 電子メール、郵送（提出期限必着）又は持参により提出すること。

9 参加資格審査

- (1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出があった場合には、上記5に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査結果については、令和8年5月15日(金)までに、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに通知し、企画提案書の提出を要請する(後日、紙媒体でも郵送する)。

10 本プロポーザルの実施に関する質問

(1) 質問方法

質問書(様式6)により、上記7記載のメールアドレス宛て電子メールにより提出すること。

(2) 質問期限

令和8年4月24日(金) 午後5時

(3) 回答

令和8年5月11日(月)までに、プロポーザル参加表明書等の提出があった者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対して回答する。

11 企画提案書等の提出

提案者は、「青森県統合総務事務システム設計・構築業務企画提案書等作成要領」に従って提出書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 送り状

イ 企画提案書等 紙媒体 8部(正本1部、副本7部)
電磁的記録媒体 1式

(2) 提出期限

令和8年6月2日(火) 午後5時

(3) 提出先

上記7のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)で提出することとし、郵送の場合は、提出期限日必着とする。

(5) その他

辞退する場合には、辞退届(様式7)を提出すること。

12 審査委員会

企画提案書の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「青森県統合総務事務システム設計・構築業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

13 企画提案の審査

（1）審査会

ア 提出された企画提案書等に基づく、プレゼンテーション、デモンストレーション及び審査委員会によるヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。詳細は参加資格審査結果と合わせて通知する。

イ 審査基準は、「青森県統合総務事務システム設計・構築業務公募型プロポーザル審査基準」に定める。

ウ 審査の結果、評価点の総得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。

エ 提案者が1者の場合においても、審査会を実施し、業務を適切に実施できると判断した場合は当該提案者を契約候補者とする。

（2）結果通知

審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

14 理由の説明

（1）審査の結果、最優秀提案者に選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して5日以内に、書面により、理由（評価点数）の説明を求められるものとする。

（2）理由の説明は、書面が到達した日から起算して7日以内に行うものとする。

15 契約

（1）本プロポーザルにおいて最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が調った場合に随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。

（2）（1）の協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が調った場合、随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。

- (3) 契約を締結する際、提案者が本県との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

16 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積書に記載する金額が上記3に定める提案の上限金額を超えた提案であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本プロポーザルの関係者に対して、本プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 本プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

17 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書は原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、事前に提案者に通知の上、その全部又は一部を公開する場合がある。
- (4) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

18 スケジュール

令和8年4月 3日(金)	募集公告（県ホームページへの掲載）
令和8年4月24日(金)午後5時	質問書提出期限
令和8年4月30日(木)	仕様書等交付期限

令和8年4月30日(木)午後5時	参加表明書等提出期限
令和8年5月11日(月)	質問書に対する回答通知
令和8年5月15日(金)	参加資格審査結果通知
令和8年6月2日(火)午後5時	企画提案書等提出期限
【予定】 令和8年6月	審査会

※審査会の正式な開催日時は、参加資格審査結果と合わせて通知する。